

公益財団法人日本ハンドボール協会 委員会規程

(設置)

第1条 公益財団法人日本ハンドボール協会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
 - (2) 普及委員会
 - (3) 強化委員会
- 2 その他理事会の決議に基づき事業運営に必要な委員会を設けることができる。
 - 3 各委員会の議決により、委員会に専門委員会を設けることができる。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、その所掌とされた事項を審議し、理事会に意見を具申すると共に理事会の諮問に応ずるほか、当該委員会を所掌する事業本部の長もしくは事業本部に紐付かない委員会の場合は専務理事の特命事項を処理する。

(委員長)

第3条 委員長は理事会が選任する。

- 2 委員長は委員会の処理すべき事項を総理する。

(委員)

第4条 委員は本会理事、加盟団体役員及び学識経験者のうちから委員長が推薦する者を、理事会が選任する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員会において互選する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は本協会役員の任期と同一とする。

- 2 委員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

付則

- 1 この規程は平成4年7月11日から施行する。
- 2 平成17年4月1日一部改正。
- 3 令和3年11月13日一部改正。